

## 放射性物質が検出されたマダラの焼却処分について(2回目)

### 1. 概要

平成24年7月3日から4日にかけて八戸清掃工場第一工場において実施したマダラ 5,630kg の焼却処分(2回目)に関し、焼却以前及び焼却時の焼却飛灰(セメント固化物)の放射性セシウム濃度を測定しました。

測定結果は、通常どおり埋立処分が可能な 8,000 Bq/kg<sup>注)</sup> を大きく下回っておりました。

### 2. 焼却飛灰(セメント固化物)の放射性セシウム濃度

	試料採取日	セシウム 134 (Bq/kg)	セシウム 137 (Bq/kg)	計 (Bq/kg)
マダラ焼却前	7月3日	不検出(10未満)	18	28未満
マダラ焼却時	7月4日 ～5日	13	17	30

・測定における核種毎の検出下限値は 10Bq/kg

測定方法：ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー

第一工場：流動床式焼却炉

セメント固化物：焼却飛灰をセメントで処理したもの

注)「広域処理推進ガイドライン」において、8,000 Bq/kg 以下である焼却残渣は、一般廃棄物処分場における埋立処分が可能であり、埋立作業者の安全性が確保されるとしている。

### 3. 参考

#### (1) 7月3日に搬入されたマダラの数量及び放射性物質濃度

廃棄対象	数量 (kg)	セシウム 134 (Bq/kg)	セシウム 137 (Bq/kg)	合計 (Bq/kg)
マダラ	5,630	7	12	19

・測定における核種毎の検出下限値は 2Bq/kg

#### (2) 7月3日搬入車両近傍の放射線量率

	放射線量率 ( $\mu$ Sv/h)
バックグラウンド	0.04
車両1	0.04
車両2	0.04